

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区奈良県選挙分会長告示第三号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の近畿選挙区奈良県選挙分会における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙

近畿選挙区奈良県選挙分会長 大橋智

一場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

選挙管理委員会室

二日時 令和八年二月五日 午後六時